

精神疾患合併妊婦受入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、精神疾患合併妊婦の地域における円滑な受入体制を構築するため、精神科医師等と連携して精神疾患等への対応能力の向上を図る産科医療機関（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業は、「精神疾患合併妊婦受入促進事業実施要綱」に基づき、補助事業者が行う事業とする。

(補助額の算定方法)

- 第3条 前条の事業に対する補助額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表

基準額	対象経費	補助率
1か所当たり 200,000円	精神疾患合併妊婦受入促進事業の実施に必要な次の経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費	1/2

(申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(添付書類)

- 第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 経費所要額調（別紙1）
 - (2) 事業計画書（別紙2）
 - (3) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
 - (4) その他参考となる資料

(交付の条件)

- 第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 県から補助金の交付を受けて行われる事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
 - (5) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (6) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
 - (7) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
 - (8) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- 2 前項の軽微な変更とは、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であって、補助金の額に変更を生じないものとする。

（交付決定通知書の様式）

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（補助金の概算払）

第8条 知事は、必要があると認められる場合においては、予算額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後30日以内又は事業年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（確定通知書の様式）

第11条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

（補助金の返還）

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

（暴力団の排除）

第13条 補助事業者は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 知事は、補助事業者が同意した前項の誓約事項が虚偽であり、又はこの誓約に反したことが判明した場合、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から適用する。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 補助事業者が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は補助事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。